



令和3年 第3回臨時会

会 議 録

(令和3年5月17日)

枕 崎 市 議 会

令和 3 年

枕崎市議会第 3 回臨時会会期及び会期日程

1 会 期 1 日間（5 月 1 7 日）

2 会期日程

月 日 (曜)	区 分	時 間	内 容
5 月 1 7 日 (月)	本会議	前 9 : 30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 休 憩 6 再 開 7 議長の辞職について 8 議長の選挙について 9 休 憩 10 再 開 11 副議長の辞職について 12 副議長の選挙について 13 常任委員の選任について 14 休 憩 15 再 開 16 議会運営委員の選任について 17 南薩地区衛生管理組合議会議員の選挙 について 18 南薩介護保険事務組合議会議員の選挙 について 19 休 憩 20 再 開 21 議案上程（日程第 5 号、第 6 号） 22 提案理由の説明 23 質疑、討論、表決 24 報告（日程第 7 号） 25 枕崎市議会報調査特別委員の選任につ いて 26 継続調査の申し出について 27 閉 会
	委員会	前 10 : 21 前 10 : 55 前 11 : 00	1 産業厚生委員会 1 総務文教委員会 1 議会運営委員会

本 会 議 第 1 日

(令和3年5月17日)

令和3年枕崎市議会第3回臨時会

議事日程（第1号）

令和3年5月17日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
追加 1		議長の辞職について	
追加 2		議長の選挙について	
追加 3		副議長の辞職について	
追加 4		副議長の選挙について	
追加 5		常任委員の選任について	
追加 6		議会運営委員の選任について	
3		南薩地区衛生管理組合議会議員の選挙について	
4		南薩介護保険事務組合議会議員の選挙について	
5	30	専決処分の承認を求めることについて	
6	31	専決処分の承認を求めることについて	
7	報1	枕崎市新型インフルエンザ等対策行動計画の変更について	
追加 7		枕崎市議会報調査特別委員の選任について	
追加 8		継続調査の申し出について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 中 原 重 信 議員
3 番 上 迫 正 幸 議員
5 番 禰 占 通 男 議員
7 番 吉 松 幸 夫 議員
9 番 立 石 幸 徳 議員
11番 永 野 慶一郎 議員
13番 清 水 和 弘 議員

2 番 眞 茅 弘 美 議員
4 番 沖 園 強 議員
6 番 城 森 史 明 議員
8 番 吉 嶺 周 作 議員
10番 下 竹 芳 郎 議員
12番 東 君 子 議員
14番 豊 留 榮 子 議員

1 本日の書記次のとおり

沖 園 信 也 事務局長
大 江 武 史 書記
山 口 美津哉 書記

鷺 山 美津代 書記
溝 口 達 也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長
本 田 親 行 総務課長
西 村 祐 一 健康課長
佐 藤 祐 司 財政課長
福 永 賢 一 福祉課主幹兼社会係長
森 智 賀 健康課健康促進係技師長
鮫 島 眞 一 税務課主幹兼課税係長
橋 口 和 洋 監査委員事務局長
田 代 勝 義 企画調整課参事
山 口 太 総務課主幹兼行政係長
水 谷 彰 吾 総務課行政係主事補

小 泉 智 資 副市長
堂 原 耕 一 企画調整課長
石 場 竜 一 健康課健康促進係長
山 口 英 雄 福祉課長
迫 田 裕 美 健康課主幹兼健康促進係技師長
神 園 信 二 税務課長
長 野 なおみ 税務課主幹兼固定資産税係長
水 流 敏 幸 監査委員
松 田 章 子 会計管理者兼会計課長
中 山 俊 吾 総務課行政係主任

午前9時30分 開会

○中原重信議長 令和3年第3回臨時会が本日招集されましたが、出席議員14人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御了承願います。

これから議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名であります。本臨時会の会議録署名議員として、3番上迫正幸議員、12番東君子議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前9時33分 休憩

午前9時36分 再開

○豊留榮子副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま中原重信議長から議長の辞職願が提出されました。

この際、お諮りいたします。

議長の辞職についてを本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○豊留榮子副議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

追加日程第1号議長の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、中原重信議長の退席を求めます。

[中原重信議長 退席]

○豊留榮子副議長 お諮りいたします。

中原重信議長の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○豊留榮子副議長 御異議なしと認めます。

よって、中原重信議長の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

中原重信議員の着席を求めます。

[中原重信議員 着席]

○豊留榮子副議長 この際、お諮りいたします。

議長の選挙についてを本日の日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○豊留榮子副議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ここで、議長選出に当たり、東君子議員、永野慶一郎議員から発言を求められておりますので、枕崎市議会基本条例第7条第6号の規定により、順次、これを許可いたします。

まず、東君子議員。

[東君子議員 登壇]

○12番東君子議員 枕崎市議会基本条例第7条、議長及び副議長の選出に当たり、本会議においてそれぞれの職を志願する者に所信を表明する機会を設けることに従い、正々堂々、真っ白な心で、なぜ議長選に出馬をしたのか所信を表明いたします。

市議会議員を志すこととなり、生まれて初めて名刺というものを作りました。活動の中で今までの肩書は何かと聞かれ、返事に困ったことが何度かありました。多くの女性たちは、誰かを支えるために生かされ、その一生を終えます。職場では、管理職というチャンスが巡ってきてもやらなければいけないことが多過ぎて、前向きに決断することができないでいます。この状況は枕崎にとって大きな大きな損失です。

400名を超える死者を出した明治28年の大型台風、黒島流れでは、夫を亡くした女たちがかつおぶしを売り歩き、日々の生活を支え、枕崎を支えました。縁の下の力持ち、名もなき声は議会へ届いているのでしょうか。

何気ない毎日の暮らしの延長線上に政治は存在します。当事者抜きに語られる意思決定の場こそ、問題があるのではないのでしょうか。

今、日本も地方の自治体も大きく変わらなければいけない局面に差しかかっています。意思決定の場に私も入り、市民の様々な生の声を届けたいと思います。かつてにぎわった活気あふれるまちをもう一度取り戻したい。目指すは、あの頃の枕崎です。

皆様の力が必要です。よろしくお願いいたします。

○豊留榮子副議長 次に、永野慶一郎議員。

[永野慶一郎議員 登壇]

○11番永野慶一郎議員 議長選出に当たり、所信を述べさせていただきます。

まず、先に申し上げなければいけないことは、今月に入り、枕崎市におきましても新型コロナウイルスの感染者が急増し、市民や市内事業所の皆様が不安を抱えながら毎日過ごしていることかと存じます。

昨年7月に本市議会では、新型コロナウイルス感染症対策の要望書を市長宛てに提出いたしました。今回の事態におきましても、市民や事業者の不安を解消するためにも偏った意見ではなく、市民の意見、要望等を広く集め、それを基に意見要望を集約し、一度限りではなく事態に応じて何度も要望書を提出するなどの積極的対応が我々議会に今与えられた最優先課題と考え取り組んでまいります。

また、この新型コロナウイルス感染症の蔓延により、昨年からは民間企業等では、会議や打合せ等を感染症防止対策としてリモートで行うなど、人と人との接触を極力避けるなど感染リスクの軽減に努めているようですが、枕崎市議会でも新たな取組とし、先月タブレット導入へ向けての研修会も開催されました。

導入するか否か詳細はまだ決まっておりませんが、昨年4月には総務省から、新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法についてとするオンラインでの委員会開催が可能となる通知も出されております。

全国では、既にオンライン会議を活用している自治体もあるようでございます。枕崎市議会でもタブレットが導入されれば、条例の改正等が必要にはなってまいります。今回のような事態や緊急時にもオンラインで会議を開催することができ、リスク回避やリスクの軽減が可能になってまいります。

このような取組を行うことで、次代を担う若い人たちにも議会への興味、関心を持っていただけるような議会づくりに努めてまいります。

最後に、一部事務組合の問題や先ほど述べましたいろいろな課題がございますが、私1人で全て解決できるものではございません。

そのためには、枕崎市議会一丸となって様々な問題に取り組み、新時代の議会運営に向けて歩を進めていかなければなりません。

皆様の御協力と御賛同をお願いし、私の所信表明とさせていただきます。

○豊留榮子副議長　これから追加日程第2号議長の選挙を行います。
議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○豊留榮子副議長　ただいまの出席議員数は14人です。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人1人の氏名を記載願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○豊留榮子副議長　投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○豊留榮子副議長　異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○豊留榮子副議長　投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○豊留榮子副議長　これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、2番眞茅弘美議員、3番上迫正幸議員、13番清水和弘議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

○豊留榮子副議長　投票の結果を報告いたします。

投票総数14票。

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票13票、無効投票1票。

有効投票中、永野慶一郎議員9票、東君子議員4票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、3,250票であります。

よって、永野慶一郎議員が議長に当選いたしました。

ただいま議長に当選された永野慶一郎議員に、会議規則第30条第2項の規定により本席から当選の告知をいたします。

それでは、御挨拶をお願いいたします。

[永野慶一郎議長 登壇]

○永野慶一郎議長　ただいま議長に選出されました永野慶一郎でございます。

まずは中原前議長、2年間、本当にお疲れさまでございました。

中原前議長におかれましては、特にですね、歴代の議長が経験したことのないような新型コロナウイルス感染症の対応に追われてですね、本当に御苦労なさったと思いますけれども、そういった意味で市民のために、そして市政発展のために御尽力いただきましたこと心より感謝申し上げ

げます。また、今後も引き続き議員としての活動をなさるわけですので、先輩議長として、また私にいろんな御指導いただきますようお願いを申し上げます。

まず、先ほど所信のほうでも述べさせていただきましたが、喫緊の課題としてですね、新型コロナウイルス感染症対策、これを議会としてどうやって取り組んでいくか皆さんと一緒にですね、市民の皆様、そして事業者の皆様が安心して生活できる日々、そういった日が一日も早く来るように私ども議会も一丸となって取り組んでいかなければいけないと思います。

そして、もう一つ私が抱える目標といたしまして、2年前の市議会議員選挙でございます。思い起こしますと、市制施行来初の無投票という残念な結果に終わっております。2年後にはまた改選もございます。私、市議会議員2期目でございます、49歳、40代でございます。若造がって言われるかもしれませんが、こういった2期目ですね、若い年代の者でも一生懸命やってですね、議長を務め上げて、若い人たちが議員を志す礎をつくれたらなど、そこを強く思って、2年間精いっぱい頑張らせていただきます。

皆様の御協力よろしくようお願い申し上げます。

○豊留榮子副議長 議長と交代いたします。

[豊留榮子副議長 自席に着席、永野慶一郎議長 着席]

○永野慶一郎議長 ここで暫時休憩いたします。

午前9時58分 休憩

午前10時1分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま豊留榮子副議長から副議長の辞職願が提出されました。

この際、お諮りいたします。

副議長の辞職についてを本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

追加日程第3号副議長の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、豊留榮子副議長の退席を求めます。

[豊留榮子副議長 退席]

○永野慶一郎議長 お諮りいたします。

豊留榮子副議長の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、豊留榮子副議長の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

豊留榮子議員の着席を求めます。

[豊留榮子議員 着席]

○永野慶一郎議長 この際、お諮りいたします。

副議長の選挙についてを本日の日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ここで、副議長選出に当たり、清水和弘議員、吉嶺周作議員から発言を求められておりますので、議会基本条例第7条第6号の規定により、順次、これを許可いたします。

まず、清水和弘議員。

[清水和弘議員 登壇]

○13番清水和弘議員 副議長選出に当たり、所信を述べさせていただきます。

私は、議長の職務を補佐することはもとより、本市の人口減少はこれまでの予測をはるかに上回るスピードで進むのではないかと危惧しているところです。

これまでの議員活動の中で、本市の人口減少対策や財政改革などの質問をしてきました。本市の場合、債務残高が多く、また人口減少のため1人当たりの負担は増加し、市民の方々に多くの負担をお願いしていること、また最近では、新型コロナ感染について多くの市民より苦情をいただいている状況に市民の奉仕者という立場の議員として、私の勉強不足、議員としてのモラル不足を市民の方から指摘されていますが、返す言葉もない状況です。

議会は自治体の運営に対し市民の声を反映し、首長の暴走をコントロールするなどの職務が求められています。議会は議長と首長の二元代表制で車の両輪が求められているとあります。

最近多くの市民から、市民全体の奉仕者という議員の行動が見えない状況になっているとの多くの声があります。これらの状況は、投票率の低下や無投票選挙となるなど情けなさを感じている状況にあります。

私は、議会基本条例の順守を基本に、市民から議会が変わったと言われるよう、市民のために開かれた議会運営を目指します。

皆様の御賛同をいただければありがたいと思います。

○永野慶一郎議長 次に、吉嶺周作議員。

[吉嶺周作議員 登壇]

○8番吉嶺周作議員 副議長選に当たり、所信を述べさせていただきます。

私が市議会議員となり、10年の歳月が経過したところであります。その間、本市の厳しい財政状況や山積された地域経済の課題など、まだまだやるべきことが残されているところです。

また、昨年から世界で蔓延しております新型コロナウイルス感染症や、変異株感染爆発による日本経済への甚大な影響は計り知れないものがあり、本市におきましても、歳入面において個人・法人市民税や交付税等の減少が見込まれるため、より一層厳しい状況は避けられません。

そうした中、今回、私は2つの重要課題をスピード感を持って取り組んでいきたいと考えております。

1つ目は、人口減少対策のさらなる強化。ここ10年間で約3,500人、人口が減り、深刻な事態だと捉えるべきです。また、外国人技能実習生414人を除き、本市人口は1万9,883人となり、2万人を割りました。

現在取り組んでおります地方創生のゴールは、地方に仕事をつくり、子供を増やし、人口減少に歯止めをかけることなのです。今年こそがこの元年となり、10年後、20年後を見据えた枕崎のしっかりとしたビジョンと市政発展のため全力で取り組んでいかなければ未来の枕崎は語れません。

2つ目は、市民のためになる政策立案、また市民がもっと身近に寄り添える議会を構築していきます。

かつて、経営の神様と言われ、パナソニックを一代で築き上げた松下幸之助氏の格言の中に、「無理に売るな。客の好むものも売るな。客のためになるものを売れ」という言葉が残されています。

一番重要なことは、議会で積極的な意見を出し合い、ディスカッションし、市民のためになるもの、市民が枕崎に住んでよかったと心から思える魅力あるまちづくりを推進していくべきではないでしょうか。

私は、以上の目標を実現していくため、議会と市民が一丸となり、市政発展のために邁進して

いく決意であります。

どうか皆様方にはよろしくお願い申し上げます、所信表明といたします。

○永野慶一郎議長 これから追加日程第4号副議長の選挙を行います。
議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○永野慶一郎議長 ただいまの出席議員数は14人です。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人1人の氏名を記載願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○永野慶一郎議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

[傍聴席で発言する者あり]

○永野慶一郎議長 すみません、傍聴席の方はお静かにお願いいたします。

異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○永野慶一郎議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○永野慶一郎議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、4番沖園強議員、5番禰占通男議員、12番東君子議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

○永野慶一郎議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数14票。

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票14票、無効投票0票。

有効投票中、吉嶺周作議員9票、清水和弘議員5票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、3,500票であります。

よって、吉嶺周作議員が副議長に当選いたしました。

ただいま副議長に当選された吉嶺周作議員に、会議規則第30条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

それでは、御挨拶をお願いいたします。

[吉嶺周作副議長 登壇]

○吉嶺周作副議長 皆さん、どうもありがとうございました。

今後は、議長を補佐することもさることながら、先ほど述べましたことを実現するために、皆様と一緒に尽力させていただきますので、どうかよろしくお願いいたします。

○永野慶一郎議長 ただいま、議長、副議長が決定いたしましたので、先例により、議席の交代

をお願いいたします。

議長は1番、副議長は14番となります。

中原重信議員は11番に、豊留榮子議員は8番の議席に御着席願います。

[豊留榮子議員8番に着席 中原重信議員11番に着席 吉嶺周作副議長14番に着席]

○永野慶一郎議長 この際、お諮りいたします。

常任委員の選任についてを本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

追加日程第5号常任委員の選任についてを議題といたします。

委員会条例第5条第1項の規定により、総務文教委員会委員に清水和弘議員、永野慶一郎、東君子議員、豊留榮子議員、沖園強議員、上迫正幸議員、立石幸徳議員。

産業厚生委員会委員に吉松幸夫議員、下竹芳郎議員、禰占通男議員、吉嶺周作議員、中原重信議員、城森史明議員、眞茅弘美議員、以上の方をそれぞれ指名いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時21分 休憩

午前10時25分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

議会運営委員の選任についてを本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

追加日程第6号議会運営委員の選任についてを議題といたします。

委員会条例第5条第1項の規定により、下竹芳郎議員、豊留榮子議員、吉松幸夫議員、眞茅弘美議員、清水和弘議員、東君子議員を議会運営委員会委員に指名いたします。

次に、日程第3号南薩地区衛生管理組合議会議員の選挙を行います。

本選挙は、本市議会から選出の南薩地区衛生管理組合議会議員に欠員が生じたため、同組合規約第7条の規定に基づき選挙を行うものです。

この選挙の定数は3人であります。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○永野慶一郎議長 ただいまの出席議員数は14人であります。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人1人の氏名を記載願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○永野慶一郎議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○永野慶一郎議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

- 永野慶一郎議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

- 永野慶一郎議長 これから開票を行います。
会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、6番城森史明議員、7番吉松幸夫議員、8番豊留榮子議員を指名いたします。
ただいま指名いたしました立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

- 永野慶一郎議長 投票の結果を報告いたします。
投票総数14票。
これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。
そのうち、有効投票13票、無効投票1票。
有効投票中、沖園強議員4票、立石幸徳議員3票、永野慶一郎3票、眞茅弘美議員1票、禰占通男議員1票、清水和弘議員1票、以上のとおりであります。
この選挙の法定得票数は、1.083票であります。
よって、沖園強議員、立石幸徳議員、永野慶一郎が南薩地区衛生管理組合議会議員に当選されました。
ただいま当選された沖園強議員、立石幸徳議員、永野慶一郎に、会議規則第30条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。
次に、日程第4号南薩介護保険事務組合議会議員の選挙を行います。
本選挙は、本市議会から選出の南薩介護保険事務組合議会議員に欠員が生じたため、同組合規約第5条第2項の規定に基づき選挙を行うものです。
この選挙の定数は3人であります。
議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

- 永野慶一郎議長 ただいまの出席議員数は14人であります。
念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人1人の氏名を記載願います。
投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

- 永野慶一郎議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

- 永野慶一郎議長 異状なしと認めます。
点呼を行います。
点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

- 永野慶一郎議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○永野慶一郎議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、9番立石幸徳議員、10番下竹芳郎議員、11番中原重信議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

○永野慶一郎議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数14票。

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票13票、無効投票1票。

有効投票中、下竹芳郎議員4票、東君子議員2票、清水和弘議員2票、永野慶一郎2票、眞茅弘美議員1票、禰占通男議員1票、吉松幸夫議員1票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、1.083票であります。

この結果、下竹芳郎議員は当選と決定いたしました。東君子議員、清水和弘議員、永野慶一郎は得票数が同数であり、いずれもその得票数は法定得票数を超えております。

よって、地方自治法第118条第1項において準用する公職選挙法第95条第2項の規定により、当選人はくじで決定することになりました。

ただいまの3名にくじを引いていただきます。

くじの手続について申し上げます。

まず、くじを引く順序を抽せん棒で決め、その順序に従って当選人を決めるくじを抽せん器で引いていただくことにいたします。

当選人は数字の1番及び2番といたします。

ただいま申し上げました方は、前のほうへお願いいたします。

まず、議席順に抽せん棒を引いていただきます。

[予備抽せん]

○永野慶一郎議長 ただいまのくじの結果、清水和弘議員、東君子議員、永野慶一郎の順にくじを引くことになりました。

それでは、ただいまの順序に従い、くじを引いていただきます。

[本抽せん]

○永野慶一郎議長 抽せんの結果を報告いたします。

永野慶一郎、清水和弘議員が当選のくじを引かれました。

よって、永野慶一郎、清水和弘議員が南薩介護保険事務組合議会議員の当選人と決定いたしました。

ただいま当選されました下竹芳郎議員、永野慶一郎、清水和弘議員に、会議規則第30条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

ここで休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時8分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第5号及び第6号を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、専決処分の承認を求めることについて2件及び報告事項1件の計3件であります。このうち、ただいま上程されました議案2件について説明を申し上げます。

す。

まず、議案第30号専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

これは、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布され、令和3年度の評価替えに伴う土地に係る固定資産税の税負担の調整、軽自動車税の環境性能割の税率区分等の見直し等が行われたことに伴い、枕崎市税条例等の一部改正の必要を生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしました。御報告申し上げるとともに、議会の承認を求めるものです。

次の議案第31号専決処分の承認を求めることにつきましては、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業を実施することに伴い、令和3年度枕崎市一般会計予算の補正を必要としましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしました。御報告申し上げるとともに、議会の承認を求めるものです。

以上、主な点のみ申し上げますが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○永野慶一郎議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条ただし書を適用して、回数制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の2件に対し、質疑はありませんか。

○13番清水和弘議員 私はこの専決処分についてですね、令和3年度の評価替えに伴い、土地に係る固定資産税の税負担の調整とありますけど、調整することによって住民に与える影響はどのようになるのでしょうか。

○神園信二税務課長 非常に大まかなお尋ねでありますので、大まかなお答えにしかありませんけれども、固定資産税の負担調整の措置というところにつきましては、これまでもずっと行われてきたところでございます。

宅地及び農地等の負担調整措置について、令和3年度から5年度までの間、据置年度において価格の下落修正を行う措置並びに商業地等に係る条例減額等の措置というのはこれまでも行われてきたところの制度の延長というふうにお考えをいただいております。そのところで市民の皆さんには、今までの調整措置が継続されるということで大きな御負担の変更というところはありません。

なお、今回の専決条例の中で、令和3年度に限り負担調整措置等により税額が増加する土地については、前年度の税額に据え置く特別な措置というところで条例の中にはうたわせていただいておりますけれども、令和3年度負担税額が増加する土地というのは、本市ではないというところでございます。

ただ、条例的には法の適用をそのまま入れて条例改正をいたしますので、そのような条例改正をさせていただいたというところでございます。

○13番清水和弘議員 担当課長の話ではですよ、住民にはあまり影響ないようなことでしたけど、国の土地評価価格というのは変わってくるんじゃないでしょうかね、年度別に。

そうした場合、住民に対する評価替えに対する固定資産税、これは影響は出てくると思うんで

すけど、その辺はないんでしょうか。

○神園信二税務課長 今回の土地の評価替えにつきまして、本市の場合、全体的に前回の評価からしますと97.53%まで評価的には落ちております。ですから、全体的に減額の方とお考えただいて結構かと思えます。

平成27年度から平成30年度の評価の時点で、前回の評価から価格が変わらなかったところが6か所でございますが、今回の場合、平成30年から令和3年の評価で価格が変わらなかったところが27か所でございます。

前回の最高下落というのが、前回平成27年度を100としたときに平成30年度で一番落ち込みましたのが、対比をしまして76%まで落ち込んだ評価というところがございますが、今回の平成30年度、令和3年度を比較いたしますと、一番大きく落ち込んだところでも92%までというような状況でございますので、土地の価格としては下げ止まりの傾向が見えているというふうな状況でございます。

○9番立石幸徳議員 専決処分ですね、議案第30号のほうですね。今、税務課長の説明があったように、これはこれまでの議会の委員会等でも既に説明がなされているわけなんですけど、令和3年度に限っては、課税標準額が増加する土地について前年度のものに据え置くと。しかし、本市については該当はないと。これはもう確実に100%ということなんですか、全ての土地について増加はないという確認でよろしいんですかね。再度のお尋ねになりますけど、そこを教えてください。

それから、私はその車体課税のほうですね、これもいろんな専決処分で改正がなされているわけなんですけど、地方税制っていうことで全般的に言うと、当然、普通車、登録車のほうも税制改正がなされるんですけど、本市に限っては軽自動車のほうの関係がある。そこで、資料も議案と一緒に配付されていますのでですね、この資料を基にちょっと、全然説明をいただいておりますので教えてください。

別紙資料4ページの現行の令和元年、2年度分のやつと、改正の令和3年度、4年度を比べてですね、一体どうなるのか説明をいただきたいと思えます。

それから、特にこの附則第15条の2ですか、今までの1%の軽減分を9か月延長するということが出されております。これは令和元年10月からの、最初消費税10%値上げからスタートしたんですけど、1年来まして、また新型コロナの関係で2年度末まで1%減で、それをさらにまた今度3年度が年末まで9か月延長ということになっているみたいなんですけどね。これよく分からないのは、何で年度末じゃなくて年末で切るのかですね。

よく私どもが分からないのは1%の軽減ですね、もちろん車種によっていろいろ金額も違いますけど、大体概略どの程度の軽減になるのか。この専決の関係ではまとめてお尋ねをいたします。

○神園信二税務課長 まず、固定資産税の調整の関係なんですけれども、全ての土地について上がるところはないのかというふうなお尋ねでございます。

評価替えに先立ちまして、土地の価格の調査をした一覧を今手元に持っておりますけれども、前回の平成30年度価格から令和3年度価格、この辺のところを見ましても、評価時点で対前回の評価で土地価格が上昇したところはありません。

それから、車体課税について提出しております4ページを概略説明されたいというところでの御要望でございます。

税務課のほうから提出をいたしました資料の4ページを御覧をいただきまして、別紙と右肩に書かれたところがございますが、左側が令和元年、2年で、右側が改正案の令和3年、4年というところがございます。

これを御覧いただきまして左右を比較いたしますと、非課税のところが一番上のほうに囲われ

ておりました電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド車、それからクリーンディーゼル車、これが令和元年、2年の場合には登録車、軽自動車とも非課税という囲みでございましたが、右のほうを御覧いただきますと、3年、4年ではこのクリーンディーゼル車というのが非課税の囲みから外れてございます。

それと、その下の欄で御覧をいただきますと、令和元年、2年でLPGのガス車ですね、それとハイブリッド車、ガソリン車、これの非課税1%減、2%減のところから右のほうを御覧いただきますとクリーンディーゼル車のところが入ってきているところです。

それぞれの表を御覧いただきますと、令和元年、2年の場合が、燃料の基準、2020年度基準だったところが2030年度基準ということで、全て新しい改正後の改正案の基準では2030年度基準を何%達成した車なのかというふうなところになっております。それと、一番下のほうでは改正前は上記以外と、改正案では上記以外に、または2020年度基準の未達成車と、達成してない車というところが入っているところです。

環境性能割におけるクリーンディーゼル車が消えておりますけれども、ここにつきましては、下のほうに参考という四角の中に特別に枠を飛び出してくくりがされておまして、2030年度基準60%以上達成車を非課税にと、上記以外の2020年度基準を未達成してるものは3%にという形で持ち出されているところであります。

それから、種別割のグリーン化特例（軽課）の見直しにつきましても、一番上の75%軽減に入っていたクリーンディーゼル車がなくなっているというところは御覧いただけたと思います。

また、20年度基準プラス30%達成、20年度基準プラス10%達成の改正前の現行のところでありまして、ここにつきましても、もう既に令和元年度の税制改正で法制化済みというところで御理解をいただきたいと思っております。

それぞれの車の基準が新たに2030年度基準というものが出てきたというところで、そこに合わせていろんな囲み、それからクリーンディーゼル車の扱い等が変わっているところです。

それと、もう一点が、9か月延長の関係でございます。

これにつきましては、理由は何なのかというふうなお尋ねでございますが、ここにつきましては私どものほうで与党の税制改正大綱、それに係ります議論等もちょっとたどってみましたけれども、感染症の状況、それから経済の動向、臨時的軽減が環境インセンティブ機能に与える影響等を総合的に勘案し、というふうな表現しかされておられません。

なぜ9か月だったのかというところにつきましては、税調の議論を受けて法改正をされたところでございますので、私どももその細かい基準といえますか、それにつきましては、総合的な勘案がされたんだというところしかつかみようがございません。

それと、1%軽減等々の影響額でございますが、議員も質疑の中で言われましたとおり、これは車を購入されたときに納税される、以前の自動車取得税に当たるところなんですけれども、1回きりですね、取得税です。

これが新年度以降にどのような基準の車をどの程度買われるのか。それと、その売上の価格がお幾らぐらいなのかというところを全て予測するというのはちょっと私ども今現在では不可能でございますので、どの程度の影響が出るのかというところについては、今答弁できる数字を持ち合わせていないところでございます。

以上、4点のお尋ねだったと思います。答弁漏れがございましたら、また御指摘をください。

○9番立石幸徳議員 最後の関係でございますね、実はこれはもう報道でしか私どもも分からないんですけども、この令和3年度の車体課税の減税についてですね、本当にこれから脱炭素の2030年目標あるいは2050年目標を達成していこうというときに、むしろ業界サイドに立った税制改正になったちゅう非常に脱炭素という視点からは厳しい評価が出されてたと思うんですよ。

実際、最後に聞きたいのは、2030年の基準というのは、私どもただ基準の文字だけ出てるん

ですけど、実際上はどの程度の基準になってるもんなんですかね。そうしないと、これからのこの車体課税の将来性っていうか、2年ごとにこれ地方税法の451条で変えていくようになっているんで、2か年分の見直しになるわけですけど、その最後に2030年度の基準、これは既に1年前に出されて、私もちょっと調査をする時間がなかったんですけど、税務当局のほうで理解しとれば教えていただきたいと思います。

○神園信二税務課長 2030年基準の具体的な細かいところ、しっかりしたその数値というんですか、どういう基準なのかというふうなお尋ねかと思えます。それでよろしいんですかね。

ただ、私どものほうで2030年基準と2020年基準がどのように違うのかというところまでは、残念ながら私どももまだ把握しておりません。この車は2020年基準の何%達成車ですよ、この車は2030年の何%達成車ですよというような環境上の基準はあるんでしょうけれども、それを細かく理解をして私ども課税をするのではなくて、環境性能割は県ですね、それから軽自動車の場合は、軽自動車協会、こちらのほうがどの環境基準の車なんですということはデータから確認をして、私どものほうに通知が来て、この車は何年基準のどういう状況ですというふうな上で課税がされていきますので、そこまで把握をする必要性に迫られてはおりませんので、私どものほうで把握はできてないというふうな状況でございます。

また、御関心がありましたら、国土交通省のほうで基準のほうは定めてございますので、それらのほう、または自動車のいろんな協会のほうが基準の中身については告示してあると思えますので、それにつきましては、また私どもも確認をいたしますが、議員の皆さんも御関心があれば確認をいただければありがたいというふうに考えます。

○永野慶一郎議長 ほかにありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

上程中の案件に対し、討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

日程第5号及び第6号の2件は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第30号及び第31号の2件は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第7号枕崎市新型インフルエンザ等対策行動計画の変更について、市長に報告を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 報告事項について報告いたします。

報告事項第1号枕崎市新型インフルエンザ等対策行動計画の変更につきましては、同計画の一部を変更したので、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第8項において準用する同条第6項の規定に基づき、これを報告するものです。

以上、報告を終わります。

○永野慶一郎議長 これから質疑を行います。報告事項ですので、基本的な部分についてのみ簡潔にお願いします。

ただいまの報告について、質疑はありませんか。

○9番立石幸徳議員 私は報告事項についてですね、今非常に本市もコロナ感染が拡大してきている状況で、極めてこの報告事項というのは重要視しなければならないんじゃないかとそう考えますので、基本的なことですが、新型インフルエンザ特別措置法との関係でですね、お尋ねをさせていただきたいと思うんですが。

まず、この行動計画の対策本部の組織について変更するというところで、今インフルエンザ特別

措置法の第8条第6項に、第6項の場合は行動計画を作成したときに議会報告、第8項は作成した行動計画を変更したときに第6項を準用するということですのでね。どちらも一緒のことなんですけれども、この報告事項で済むのかなっていう気があるわけですよ。

まず、この出されている報告事項、内容的には保健体育課長を学校教育課長に変えるというんですけれども、その意味合いは本市の行政組織機構の変更があったので大体分かるんですけどね、これいつ変更をされたんですかね。それと、この変更について鹿児島県のほうには報告をされているんですか、いないんですかね。

その2点をまず教えていただきたいと思います。

○西村祐一健康課長 ただいまの質疑についてお答えいたします。

この変更につきましては、ただいま議員からありましたとおり機構改革に伴うものでありまして、昨年度末の3月31日付で市長決裁を採り、決定をいたしております。その後、新年度に入りまして新型コロナウイルス感染症対策本部会議を4月12日に開催いたしまして、計画変更の件につきましては本部役員全体で確認を行っているところであります。

また、県への報告についてですが、こちらにつきましては、その対策本部で確認した後、4月19日付で県へ報告済みであります。

○9番立石幸徳議員 県の報告の日時がちょっとはっきり聞き取れなかったんですけど。

○西村祐一健康課長 県の報告につきましては、4月19日付で県へ報告済みとなっております。

○9番立石幸徳議員 県の報告をわざわざ私、求めているのはですね、新型インフルエンザの特別措置法、これ去年も非常にいわゆる、例えば国県が外食等の飲食店に休業の依頼をしたときの補償の問題とかいろいろあって、昨年一応この特別措置法の改正もあったんですけど、組織そのものはですね、ずっと法の中では明確に位置づけられているわけです。

特に、その政府対策本部もなんですけれども、都道府県の対策本部については、この法律のですね、特別措置法のほうの都道府県の部分で、明確にこういった都道府県対策本部は県知事を本部長にし、誰々を警察の本部長、明確に法律でもうたっております。

そして、その都道府県についてですよ、条例委任することをまたこの法律のインフルエンザ特別措置法第37条でですね、市町村も準用をなささい、そういうふうに都道府県に倣って市町村も準用しろと、条例をつくれちゃうことで、私もようやくと枕崎市新型インフルエンザ等対策本部条例ちゃうのを見つけたんですけども、この市の対策本部条例とですね、枕崎市の行動計画、そして法律と参照したときにですね、本市のこの対策本部条例というのは、実に私からするとお粗末なもんですよ。むしろ法律のほうが、対策本部には副市長を入れろ、消防関係を入れろと法律では明確にしているんですよ。

しかし、枕崎市の条例ではですよ、本部長が誰かも書いてない。第1条から第5条までありますけどね。そして、誰を任命しろというのも書いてない。ただ本部長は市の職員の中から市長が任命すると、それだけなんですよ。

そうすると、こういう状況であると、議会サイドから言いますとね、今度の保健体育課長が学校教育課長の代わりというようなものは機構改革に伴ってっていう理解をするところもあるんですけども。要するに、報告事項でこういう大事な対策本部の変更、そういうものが議決を伴わないですよ、条例できちっとすれば、当然条例改正をすると議決事項になりますからね。

この辺のことを踏まえたときに、本市の新型インフルエンザ等対策本部条例、これ見直す必要があるんじゃないかと思うんですよ、そのことを聞きたいんですけどね。

○西村祐一健康課長 ただいま議員のほうからありました枕崎市新型インフルエンザ等対策本部条例を見直す必要があるのではないかということだったんですが、こちらにつきましては、条例に基づきまして、本市も行動計画を作成しております。

その中で組織図については明確にしておりますので、今のところこちらの見直し等については

考えてはいないところです。

○9番立石幸徳議員 最初言いましたように、その行動計画はこれも政府の行動計画、都道府県の計画、市の行動計画、全部並んであるわけです。行動計画そのものに私は異議があるんですけどね。これはちょっと先程議長が言ったように基本からちょっとずれるんで、また後もってでも聞きますけどね。

申し上げたいのはね、新型インフルエンザ等対策特別措置法第35条ですよ。ここで市町村対策本部の組織という、法で市町村対策本部の組織を条文化しているんですよ。

そこにどう書いてあるか全部読み上げる時間はありませんけど、市町村対策本部の長は、市町村対策本部長とし、市町村長をもって充てると。そして2番目に、市町村対策本部に本部を置き、次に掲げる者をもって充てるとここに法律ですよ、副市長、それから市町村教育委員会の教育長、消防長と法で規定しているんですよ。ところが条例にはですね、そんな消防長とか教育長はかけらも出てこんですよ。

つまり、私は今後、組織のいろんな変更でね、ただ報告で対策本部の組織をこうしました、ああしましたって言って、やっぱりそこは議会を通して、ちゃんと議決をしてその対策本部の組織替えをやっていくためには、この枕崎の今の条例ちゅうのは非常に私は薄いと思います。

ですから、最後にこれはもう要望になりますけど、本市の条例、大いに検討を今後していただきたいということをお願いしておきます。

○永野慶一郎議長 ほかに質疑はございませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

次に、各常任委員会及び議会運営委員会から正副委員長の互選結果について報告を受けておりますので、氏名を読み上げて御報告といたします。

総務文教委員会委員長に清水和弘議員、副委員長に東君子議員。

産業厚生委員会委員長に吉松幸夫議員、副委員長に下竹芳郎議員。

議会運営委員会委員長に下竹芳郎議員、副委員長に豊留榮子議員、以上であります。

この際、お諮りいたします。

枕崎市議会報調査特別委員の選任についてを本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

追加日程第7号枕崎市議会報調査特別委員の選任についてを議題といたします。

禰占通男議員、私、永野慶一郎から委員の辞任願が提出されましたので、議長として、これを許可いたしました。

これに伴い、委員会条例第5条第1項の規定により、新たに下竹芳郎議員、立石幸徳議員を枕崎市議会報調査特別委員会委員に指名いたします。

この際、お諮りいたします。

議会運営委員長から、会議規則第72条の規定により、任期中における閉会中の継続調査の申出が提出されております。

本件を急施事件と認め、本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

追加日程第8号継続調査の申出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会の継続調査の申出については、配付してあります申出のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

本臨時会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本臨時会の議事の全てが終了いたしましたので、令和3年第3回臨時会を閉会いたします。

午前11時50分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

枕崎市議会前議長 中 原 重 信

枕崎市議会前副議長 豊 留 榮 子

枕崎市議会議長 永 野 慶一郎

枕崎市議会議員 上 迫 正 幸

枕崎市議会議員 東 君 子